

# 福岡システムLSI総合開発センター 飲料用自動販売機設置仕様書

## 1 業務名

福岡システムLSI総合開発センター 飲料用自動販売機設置業務

## 2 契約期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日まで(5年間)

## 3 業務目的

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団(以下、「財団」という。)が施設管理を行っている「福岡システムLSI総合開発センター」(以下「当センター」という。)に飲料用自動販売機を設置することにより入居者等の利便性向上を図るため。

## 4 設置場所

福岡システムLSI総合開発センター 1、4、7階  
〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目8-33

## 5 基本事項

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 商品の販売数量及び売上金額の明細については、毎月、設置事業者が翌月に財団に通知し、翌月末までに売上金額(税込)に販売手数料率(歩率、税抜)を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を加えた額を手数料として納入すること。
- (3) 電気使用料は、全額を設置事業者の負担とし、財団からの請求に基づき、財団が指定する期限までに納入すること。
- (4) 電気使用料は、自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により毎月計測した使用量に電気料金単価(当該使用月の当センター電気代総額を電気使用量の総数で割ったもの。)を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。  
なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とする。

## 6 自動販売機の設置条件

- (1) 30商品以上を販売可能であるホットアンドコールド機であること。
- (2) 令和6年7月に発行された新・1万円札、5千円札、千円札に対応する機種であること。
- (3) キャッシュレス決済(電子マネー、QRコード決済等)対応機種であること。
- (4) 大規模災害が発生した場合に、停電時でも自動販売機の商品を入居者等に無償提供できる災害対応自動販売機であること。なお、災害時における無償提供に関する協定書は、設置事業者と財団が協議の上、締結するものとする。
- (5) 販売する商品は、缶、ビン、ペットボトル又は紙パックなどの密閉式の容器とし、スポーツ飲料、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類を含む飲料(清涼飲料水、乳飲料等)とする。
- (6) 紙コップ方式の販売は認めない。

- (7) 酒類の販売は行わないこと。
- (8) 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。
- (9) 設置する自動販売機の大きさは、次の表の設置可能面積内に設置できるものとする。

なお、エレベーターの仕様は、扉幅 1.0m×扉高 2.1m、積載荷量 1,000kg。

設置区分	設置箇所	設置可能面積	設置台数
Aパート	4階交流サロン	幅 119cm×奥行 84cm	1台
Bパート	1階リフレッシュコーナー	幅 119cm×奥行 100cm	1台
Cパート	7階リフレッシュコーナー	幅 119cm×奥行 100cm	1台

※ 奥行には放熱余地を含む。

- (10) 自動販売機の色及び企業名等表記については、財団の指示に従うこと。
- (11) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した措置を講じること。なお、自動販売機本体が設置可能面積内に収まるのであれば、転倒防止板がはみ出すことは許容する。
- (12) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。

## 7 自動販売機設置に係る環境対策

- (1) いわゆる「低 GWP 冷媒・ヒートポンプ機」とすること。
  - ア 省エネルギー
    - ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
    - ・併せて、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
  - イ 地球温暖化防止
    - 冷媒・断熱材発泡剤に、フロン又は代替フロン(HCFC類、HFC類)を使用していないこと。(いわゆる「低GWP冷媒」。代替フロンは温室効果ガスのため不可。)
- (2) 環境配慮設計がなされており、環境配慮設計の実施状況について、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。
- (3) 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
- (4) 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。

## 8 販売に当たっての遵守事項

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (2) 商品の売行き状況や温冷提供の別に応じて、同一商品の複数セクションへの補充を前提とした販売商品の提供はできるものとするが、できるだけ多品種、多品目の商品販売となるようにすること。

## 9 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類、使用量に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 設置した自動販売機を更新する際は、あらかじめ財団に協議を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責において対応すること。  
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 10 原状回復

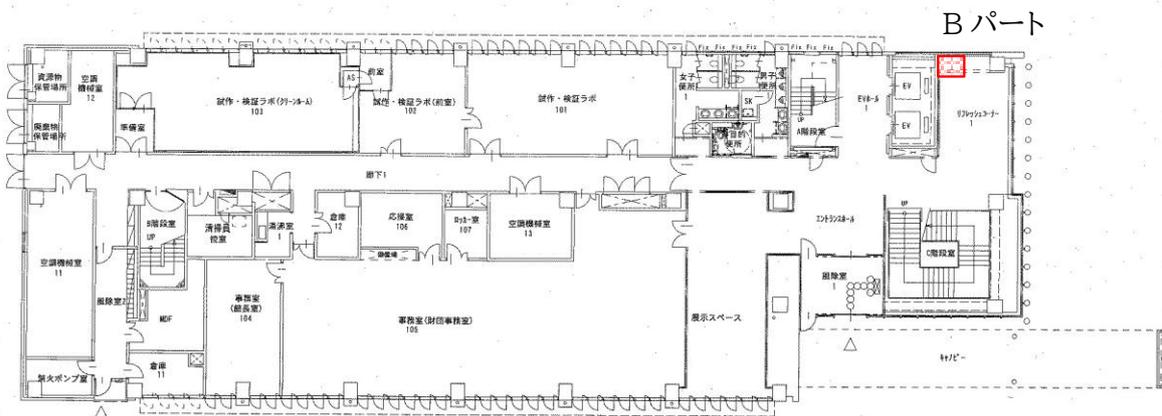
設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の保障を請求することはできない。

## 11 参考データ

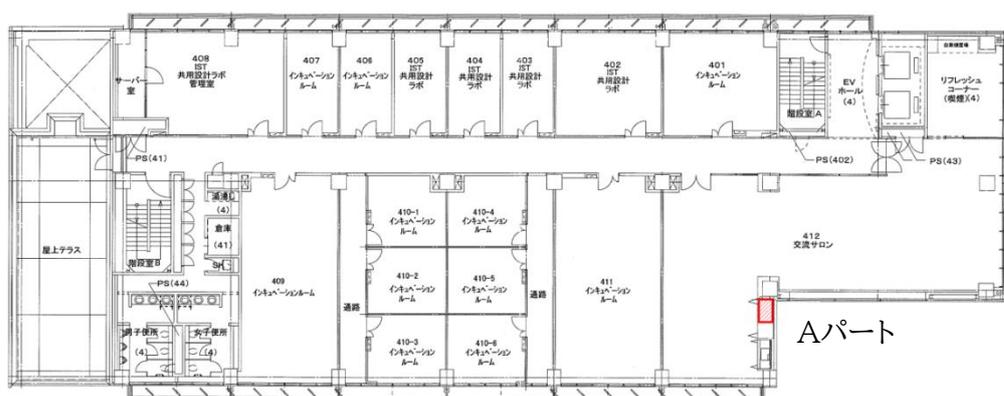
過去の販売商品本数については、別紙「過去の自動販売機の商品販売本数」のとおり



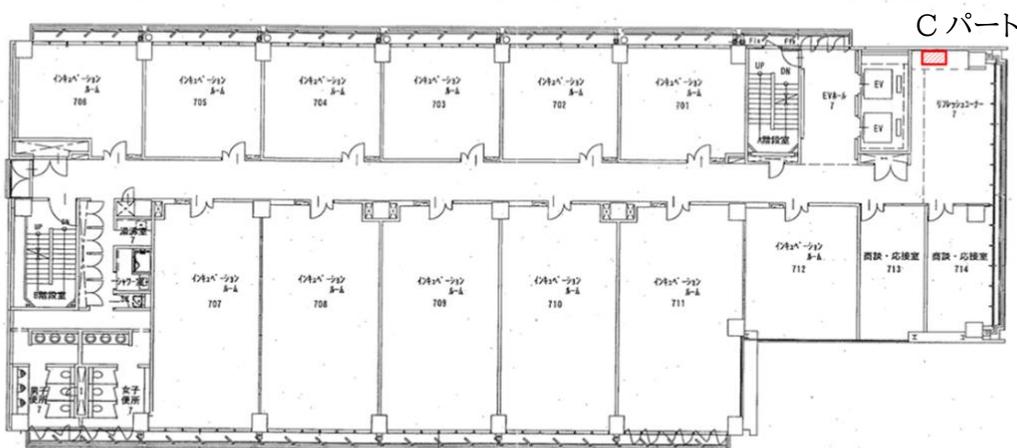
設置場所



1階平面図



4階平面図



7階平面図